

山梨県私立高等学校等奨学給付金支給要領

(趣旨)

第1条 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日 文部科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日 文部科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和2年6月5日 2文科初第393号）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（令和2年6月5日 2文科初第393号）に基づき、高等学校等に在学する生徒の奨学に要する経費（授業料以外の教育に必要な経費）に対し、予算の範囲内において私立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（同条第3号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科で、次の①又は②に掲げる者以外の者が設置するもの

① 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）

② 独立行政法人国立高等専門学校機構

(2) 高校生等

① 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部に就学する者を除く。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日 文部科学大臣決定）（以下「学び直し交付要綱」という。）第3条に規定する補助対象者

② 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日 文部科学大臣決定）（以下「専攻科交付要綱」という。）第3条に規定する補助対象者（特別支援学校の専攻科に通う者を除く。）

(3) 保護者等

法第3条第2項第3号に規定する保護者等、学び直し交付要綱第3条第1項第8号に規定する保護者等及び専攻科交付要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、支給年度の7月1日（秋入学が定められている高等学校等においては入学した日）において高等学校等に在籍する高校生等の保護者等で、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 保護者等が山梨県内に住所を有すること

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯であること。

(支給対象の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

(1) 高校生等が、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日 厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く。）が措置されている場合

(2) 高校生等が支給年度の7月1日に休学している場合（ただし、11月末日までに復学し就学

支援金の申請をした場合は、この限りではない。）

(支給対象経費及び支給額)

第5条 世帯及び課程・学科区分による支給対象経費及び支給額は、高校生等1人当たり別表に定める。

(受給資格の認定)

第6条 給付金を受けようとする保護者等は、申請書(第1号様式(その1)、第1号-1様式(その1)及び第1号-2様式(その1))に次の書類を添えて、知事に対し、給付金の受給資格の認定を申請し、その認定を受けなければならない。

前段の規定にかかわらず、個人番号カードの写し等を提出する場合には、申請書に係る様式を、第1号様式(その2)、第1号-1様式(その2)及び第1号-2様式(その2)と読み替えるものとする。

(1) 生活保護受給世帯

- ・ 支給年度の7月1日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われていることを証する書類(生活保護被保護証明書等)
- ・ 口座振込依頼書(第3号様式)又は学校徴収金等との相殺に係る委任状(第4号様式)
- ・ 生徒等が県外の高等学校等に在学している場合は在学証明書(第5号様式)
- ・ その他、知事が必要と認める書類

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

- ・ 保護者等全員(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科に在籍する高校生等が属する世帯を除く。)の個人番号等を確認できる書類(個人番号カード(裏面)の写し、個人番号通知カードの写し等の個人番号確認書類及び個人番号カード(表面)の写し、運転免許証の写し等の身元確認書類。個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書(第2号様式)に貼り付けること。)又は支給年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税及び税所得割が非課税であることを証する書類(当該年度の市町村民税・道府県民税課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額通知書、納税通知書等。写しでも可とする。)ただし、全ての親権者が就学に要する経費の負担を求めることが困難で、他に生計維持者が存在せず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない高校生等にあつては、給付金の受給に際しての申立書
- ・ 支給年度の7月1日において、保護者等が高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養している世帯にあつては、扶養していることが確認できる書類(健康保険証の写し等)によることとし、公的な証明書類で確認が不可能な場合は、申請者からの誓約書
- ・ 口座振込依頼書(第3号様式)又は学校徴収金等との相殺に係る委任状(第4号様式)
- ・ 高校生等が県外の高等学校等に在学している場合は在学証明書(第5号様式)
- ・ その他、知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、支給年度の7月1日において県内の高等学校等に在籍している高校生等の保護者等は当該学校設置者に対し、支給年度の7月1日において県外の高等学校等に在籍している高校生の保護者等は知事に対し、郵送又は持参により行うものとする。

3 学校設置者は、保護者等から前項に規定する申請書の提出があつたときは、別に定める日までに奨学給付金受給資格認定申請者一覧表(第6号様式)を添えて、知事に提出しなければならない。

(受給資格の決定及び通知)

第7条 知事は前条の申請があつたときは、審査の上、受給資格の有無を決定し、申請のあつた保護者等(以下「申請者」という。)に対し、奨学給付金支給決定通知書(第7号様式)又は奨学給付金不支給決定通知書(第8号様式)により通知するとともに、学校設置者に対し、奨学給付金受給資格認定結果一覧表(第9号様式)により通知するものとする。

(給付の回数)

第8条 この給付金の給付の回数は、高校生等一人あたり年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、専攻科は2回(当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回))までとする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者はこの回数に加えて1回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで)給付することができる。

(支給の方法)

第9条 知事は、給付金の支給を決定したときは、申請者に対し速やかに支給するものとする。
2 支給は原則として申請者の指定する預金口座に口座振り込みの方法により行うものとする。ただし、申請者から学校設置者に対し、申請者が負担する授業料以外の教育費と相殺する旨の委任状(第4号様式)が提出されたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請人に支払う給付金は、当該学校設置者の預金口座に振り込むものとする。

(家計急変世帯への支援)

第10条 家計急変世帯への給付金の支給については、この要領及び別に定めるところにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 この要領に規定する事務を取り扱う者は、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、転校生等及び保護者等のプライバシーの保護に配慮するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成26年9月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年6月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成28年6月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
前項の規定にかかわらず、様式中の元号に関する規定は、令和元年5月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和2年7月10日から施行し、令和2年6月5日から適用する。
- 2 令和2年度においては、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯（別表②、③の世帯）であって、オンライン学習の通信費に係る誓約書を提出した者に対して、別表に定める支給額（年額）に10,000円（年額）を加えた額を給付する。

附則

- 1 この要領は、令和3年3月10日から施行し、令和3年1月28日から適用する。
- 2 令和2年度においては、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯（別表②、③の世帯）に対して、別表に定める支給額（年額）に別表2に定める支給額（年額）を加えた額を給付する。

附則

この要領は、令和3年6月3日から施行し、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

世帯区分		対象経費	学校区分	支給額（年額）
①	生活保護世帯の高校生等（②、③を除く）	授業料以外の教育に必要な経費	全日制・定時制・通信制	1人あたり 52,600円
			専攻科	1人あたり 50,100円
②	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の第1子の高校生等（①、③を除く）		全日制・定時制	1人あたり 129,600円
			通信制	1人あたり 50,100円
			専攻科	1人あたり 50,100円
③	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等（①、②を除く）		全日制・定時制	1人あたり 150,000円
			通信制	1人あたり 50,100円
			専攻科	1人あたり 50,100円

注) 通信制高等学校等又は高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合、通信制高等学校等に通う高校生等は1人当たり50,100円、それ以外の高校生等に全て第2子の給付額を用いる。

別表2（令和3年3月10日施行附則第2条関係）

世帯区分		対象経費	学校区分	支給額（年額）
②	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の第1子の高校生等（③を除く）	授業料以外の教育に必要な経費	全日制・定時制	1人あたり 26,100円
			通信制	1人あたり 12,000円
			専攻科	1人あたり 12,000円
③	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等（②を除く）		全日制・定時制	1人あたり 12,000円
			通信制	1人あたり 12,000円
			専攻科	1人あたり 12,000円